

尾三消防組合「消防デジタル無線談合住民監査請求」

「5460万円を損害賠償請求しろ」の実施について

名古屋市民オンブズマン(代表・滝田誠一)

TEL 052-953-8052

全国市民オンブズマン連絡会議(事務局長・新海聡)

加藤芳文・みよし市議

2018年5月17日に、尾三消防組合に対して「消防デジタル無線談合に関し、5460万円を業者に請求しろ」という住民監査請求を行います(記者会見終了後、組合に持参します)。

記者会見をみよし市議会議員控え室で5/17(木)午前10時より行いますのでぜひご参加下さい。

1. 2017年2月の公取委の課徴金納付命令と全国オンブズの見解と対応
2. 同命令に関する全国状況、消防庁及び自治体の対応
3. 尾三消防本部の概況や対応
4. 住民監査請求の組立の説明 契約が10%の場合も20%を求める理由
5. 今後の見込みと展望

1. 2017年2月の公取委の課徴金納付命令と全国オンブズの見解と対応

2017年2月2日に、公正取引委員会は消防救急デジタル無線機器談合に関し、5社249消防本部契約分で談合があったとして、4社236消防本部契約分(富士通ゼネラル129消防本部、沖電気83消防本部、日本電気9消防本部、日本無線15消防本部)に対して課徴金納付命令を出しました。(日立国際電気13消防本部は談合は認められたものの、課徴金は免除)

うち富士通ゼネラルは上記命令の取消を求めて提訴したが、沖電気、日本電気、日本無線は確定。

全国市民オンブズマン連絡会議では、確定した沖電気・日本電気・日本無線について情報公開請求で契約書を入手した上で、住民監査請求を呼びかけ中。

2. 同命令に関する全国状況、消防庁及び自治体の対応

各自治体の状況(全国市民オンブズマン連絡会議 調べ)

損害賠償受領済:野田市・千葉県・銚子市・砺波地域・丹波市・宇佐市・豊後大野市・羽島郡

損害賠償請求済:長野市

※日立国際電気は課徴金を免れたが談合を認めたため、名古屋市は損害賠償請求を行い受領済。
18/2/9 消防庁防災情報室に電話で確認。

- ・違約金条項がある場合、各消防本部が業者に請求するよう通知済(昨年2月)
- ・違約金条項がない場合、損害額を各消防本部が算定するよう、全消防本部のとりまとめを情報提供(昨年11月)
- ・消防庁が直接業者と契約した分については法務省と協議中。年度内をめどに方針を確定予定

☆住民監査請求は岐阜県内7消防本部で18/3/5に請求済。うち羽島郡は損害賠償金受領済。

6消防本部(揖斐郡、中濃、中津川市、下呂市、山県市、岐阜市)は棄却。5/28に岐阜地裁に提訴予定。

3. 尾三消防本部の概況や対応

尾三消防組合は株式会社 TTK（契約時は東海通信工業株式会社）と税込み 2 億 7300 万円で契約。

約款には「課徴金納付命令が確定した場合、請負代金の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない」。「発注者に生じた損害の額が請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない」と記載。

加藤芳文・みよし市議は 3 回にわたって組合議会で質問。組合は 18/2/9 に沖電気に対して「意向確認」文書を送付。3/7 に回答を受理「沖電気は契約当事者ではなく、約款に拘束されない」。組合は「今後沖電気、TTK との直接交渉も視野に入れて賠償金請求事務を検討。」

4. 住民監査請求の組立の説明 契約が 10% の場合も 20% を求める理由

周辺自治体（春日井市、瀬戸市）では、同旨の規定について、損害賠償額を請負代金額の 10 分の 2 に相当する額と定める。実際、組合は、平成 29 年 6 月に同規定の損害賠償額を 10 分の 1 から 10 分の 2 に変更している。

5. 今後の見込みと展望

万が一住民監査請求が棄却されたら名古屋地裁に住民訴訟を起こす予定。

18/9/1-2 新潟で行う全国市民オンブズマン大会で発表予定。

添付資料

- ・住民監査請求書
- ・平成 29 年（措）第 1 号排除措置命令書
- ・平成 30 年 3 月尾三消防組合談合問題質問
- ・公正取引委員会の排除措置命令に基づく対応
- ・平成 30 年 2 月 9 日付通知書
- ・談合その他不正行為に係る賠償金の請求
- ・「28 消保号外平成 29 年 2 月 13 日」（愛知県防災局長）

平成29年（措）第1号

排 除 措 置 命 令 書

川崎市高津区末長三丁目3番17号

株式会社富士通ゼネラル

同代表者 代表取締役 齋藤悦郎

東京都港区芝五丁目7番1号

日本電気株式会社

同代表者 代表取締役 新野隆

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

沖電気工業株式会社

同代表者 代表取締役 鎌上信也

東京都中野区中野四丁目10番1号

日本無線株式会社

同代表者 代表取締役 荒健次

東京都港区西新橋二丁目15番12号

株式会社日立国際電気

同代表者 代表執行役 佐久間嘉一郎

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という。）、日本電気株式会社（以下「日本電気」という。）、沖電気工業株式会社

(以下「沖電気工業」という。), 日本無線株式会社(以下「日本無線」という。)及び株式会社日立国際電気(以下「日立国際電気」という。)の5社(以下「5社」という。)は, それぞれ, 次の事項を, 取締役会において決議しなければならない。

- (1) 別紙1記載の機器(以下「特定消防救急デジタル無線機器」という。)について, 5社が, 遅くとも平成21年12月21日頃までに共同して行った, 納入予定メーカーを決定し, 納入予定メーカー以外の者は, 納入予定メーカーが納入できるように協力する旨の合意(日立国際電気にあつては遅くとも平成22年5月24日頃までに, 日本無線にあつては遅くとも同年9月15日頃までに参加したもの)が消滅していることを確認すること。
- (2) 今後, 相互の間において, 又は他の事業者と共同して, 特定消防救急デジタル無線機器について, 納入予定メーカーを決定せず, 各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- 2 5社は, それぞれ, 前項に基づいて採った措置を, 自社を除く4社に通知するとともに, 特定消防救急デジタル無線機器を発注する市町村等に通知し, かつ, 自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については, あらかじめ, 公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 5社は, 今後, それぞれ, 相互の間において, 又は他の事業者と共同して, 市町村等が発注する特定消防救急デジタル無線機器について, 納入予定メーカーを決定してはならない。
- 4 5社は, それぞれ, 特定消防救急デジタル無線機器の納入に関する独占禁止法の遵守について, 特定消防救急デジタル無線機器の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については, 前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず, かつ, あらかじめ, 公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 5 5社は, それぞれ, 第1項, 第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

5社は、それぞれ、肩書地に本店又は本社を置き、消防救急デジタル無線機器を自ら製造し又は自社の子会社等に委託して製造させ、販売していた。

(2) 発注方法等

ア 消防救急無線は、平成20年5月13日付け総務省告示第291号により、アナログ通信方式による周波数帯の使用期限が平成28年5月31日とされたことから、全国の市町村等は、消防本部等が使用する消防救急無線をデジタル通信方式に対応するものとしなければならないこととなった。

イ 市町村等は、消防救急デジタル無線機器を、一般競争入札、指名競争入札等の方法により発注していた。その際、多重無線装置、空中線、電源装置、冷暖房装置、印刷機器等の機器のほか、据付工事、鉄塔の建設工事等の工事を含めて発注することがあった。

ウ 市町村等は、特定消防救急デジタル無線機器の発注に当たり、あらかじめ仕様書において、当該機器の規格・機能等を仕様として指定しており、通常、当該機器を発注する前に、設計会社に対して、当該機器の規格・機能等を指定する仕様書の作成を含む設計業務を発注していた。

5社は、当該仕様書において、自社が納入する消防救急デジタル無線機器の規格・機能等が仕様として指定されるよう、市町村等、設計会社等に対して営業活動を行っていた。

エ 5社は、特定消防救急デジタル無線機器を自ら落札して、当該機器を納入するほか、その代理店、工事業者等に落札させるなどして、当該代理店等を通じて消防救急デジタル無線機器を納入していた。

2 合意及び実施方法

(1) 富士通ゼネラル、日本電気及び沖電気工業の3社（以下「3社」という。）は、遅くとも平成21年12月21日頃までに、特定消防救急デジタル無線機器について、受注価格の低落防止等を図るため

ア 納入予定メーカーを決定する

イ 納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協

力する

旨合意し、3社が参加を呼び掛けたことにより、日立国際電気は遅くとも平成22年5月24日頃までに、日本無線は遅くとも同年9月15日頃までに、当該合意に参加した。

- (2) 5社は、当該合意の下に、5社の営業部課長級の者らが参加する会合を平成23年12月頃までおおむね毎月開催し、特に平成22年12月頃から平成23年12月頃には、同会合において、全国の消防本部等ごとに納入予定メーカーを記載した「ちず」と称する一覧表を作成し、特定消防救急デジタル無線機器の発注が本格化する平成24年4月頃以降は、おおむね3か月ごとに会合を開催し、前記「ちず」と称する一覧表と類似の一覧表を作成して、納入予定メーカーが納入できているか等を確認するなどして

ア 納入を希望する者（以下「納入希望者」という。）が1社のときは、その者を納入予定メーカーとする

イ 納入希望者が複数社のときは、既設の状況、営業活動の状況、発注者の意向等を勘案して、納入希望者間の話合いにより納入予定メーカーを決定する

ウ 入札等において落札すべき価格は、納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが定めた価格よりも高い価格で入札する又は入札に参加しない

などにより、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようになっていた。

3 実施状況

5社は、前記2により、特定消防救急デジタル無線機器の過半を納入していた。

4 合意の消滅等

(1) 日本電気は、平成24年5月10日以降、前記2(1)の合意に基づき納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにする行為を行っていない。

(2) 平成26年4月7日頃、5社のうち日本電気を除く4社に対し、本件行為を指摘する文書が送付され、当該4社は、これらを契機として、同月9日以降、前記2(1)の合意に基づき納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー

が納入できるようにする行為を行っていない。このため、同日以降、前記2(1)の合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、5社は、共同して、特定消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、5社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが自発的なものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、5社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成29年2月2日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 幕 田 英 雄

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

別紙 1

消防救急デジタル無線機器（多重無線装置，空中線，電源装置，冷暖房装置，印刷機器等の機器のほか，据付工事，鉄塔の建設工事等の工事を含めて発注される場合には当該機器等を含む。）

別紙 2

番号	用語	定義
1	消防救急無線	電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の別紙2第2の2（4）で定められた審査を受けた無線局を利用した無線通信であって、消防職員が消防業務及び救急業務の活動を行うためのもの
2	消防救急デジタル無線機器	SCPC方式のデジタル通信方式（1の搬送波当たりのチャンネル数が1の方式のデジタル通信方式をいう。）により、260MHz帯の周波数帯を使用する消防救急無線のためのシステムを構成する基地局無線装置、無線回線制御装置、車載型無線装置、卓上型無線装置、携帯型無線装置、可搬型無線装置、遠隔制御装置及び管理監視制御装置
3	納入予定メーカー	発注物件を自ら落札し、又は代理店等に落札させるなどして、もって自ら製造した又は自社の子会社等に委託して製造させた消防救急デジタル無線機器（富士通ゼネラルが富士通株式会社から委託を受けて製造した消防救急デジタル無線機器を含む。）を納入すべき者

消防救急デジタル無線の談合事件とその後の対応（3）

同じ題での3回目の質問になるが、事件の概略は次のとおりである。尾三消防組合は平成24年から25年にかけて、消防救急デジタル無線を導入したが、そのときの「消防救急デジタル無線施設整備事業」で談合が行われていた。事業の請負金額は2億7300万円、請負率99.8%で、請負契約者は沖電気工業の特約店である東海通信工業であった。昨年2月に公正取引委員会は、消防救急デジタル無線導入において全国規模で談合があったことを公表し、沖電気工業も談合を認めている。

消防庁は談合事件を受け、全国の自治体に「損害賠償金の請求」と「国庫補助金の返還」等を行うよう指示している。また、沖電気工業も尾三消防組合の直接の契約者は東海通信工業（現在はTTK）であるが、損害賠償請求等は自社に直接行うようと話している。

本件契約時の尾三消防組合工事請負約款は、談合その他不正行為に係る賠償金の支払いについて、第46条の2第1項で「賠償金として乙（沖電気工業）は、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲（尾三消防組合）に指定する期限までに支払わなければならない」と定めている。さらに第2項は「前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分について賠償を請求することができる」と定めている。

- (1) 先の12月議会の一般質問後、消防救急デジタル無線の談合事件について、尾三消防組合で新たな動きはあったか。消防庁から何らかの指示があったか。

最近、岐阜県内の7消防本部に対し、損害賠償金の支払いを求める住民監査請求書が一斉に提出された。7消防本部の消防救急デジタル無線は、いずれも沖電気工業か、その代理店により導入されたものであり、請求者は各消防本部が賠償請求しなければ、住民訴訟に踏み切ると話している。なお、談合による賠償金の額は、消防本部により契約金額の10分の1と10分の2の場合があるが、いずれの住民監査請求書も10分の2の賠償金を求めている。

- (2) 尾三消防組合として沖電気工業に契約金額の10分の2の損害賠償請求

を行うべきではないか。それが現時点で難しいならば、一旦10分の1の損害賠償請求をしたうえで、残りの10分の1は今後他の判例等を参考にするとし、請求権を留保したらどうか。

一般質問答弁書

質問事項	2 消防救急デジタル無線の談合事件とその後の対応		
質問要旨	(1) 12月議会の一般質問後、消防救急デジタル無線の談合事件について、尾三消防組合で新たな動きはあったか。消防庁からの指示の有無は。		
通告議員	加藤 芳文	答弁者	

〈答弁〉

消防救急デジタル無線の談合事件とその後の対応について、ご説明させていただきます。

沖電気工業株式会社に対して、契約約款に基づく賠償金を請求した際の支払いに関する意向確認について、平成30年2月9日付けで文書を送付しており、平成30年3月7日に回答を受理しております。

その内容につきましては、「尾三消防組合工事請負契約約款は、貴組合と東海通信工業株式会社（現株式会社TTK）との間で締結された工事請負契約が依拠している約款であります。本件契約の内容は、契約の当事者ではない弊社を拘束するものではなく、弊社が、尾三消防組合工事請負契約約款に基づく貴組合の賠償金ご請求に対応することは、難しいと考えております。」との回答でございました。

公正取引委員会からは代理店も含めた納入予定メーカーの決定があったとされております。今後につきましては、沖電気工業株式会社のみならず、契約業者である株式会社TTKとの直接交渉も視野に入れ、顧問弁護士と相談をしながら、賠償金請求事務を検討してまいります。

なお、現時点におけます消防庁からの具体的な指示につきましては、いただいております。

一般質問答弁書

質問事項	2 消防救急デジタル無線の談合事件とその後の対応		
質問要旨	(2)尾三消防組合として沖電気工業に契約金額の10分の2の損害賠償請求を行うべきではないか。それが現時点で難しいならば、一旦10分の1の損害賠償請求をしたうえで、残りの10分の1は今後他の判例等を参考にするとし、請求権を留保したらどうか。		
通告議員	加藤 芳文	答弁者	

〈答弁〉

議員のおっしゃるとおり、現在の社会情勢等を鑑みますと契約金額の10分の2に相当する額を請求すべきところではございますが、消防救急デジタル無線契約当時の契約約款に基づき、まずは契約金額の10分の1に相当する額の請求とし、今後示されます総務省消防庁と法務省とで検討いただいた損害額算定方法に基づき算出されました額とを比較いたしまして、実際の損害額が賠償金の額を超える場合には、その超過分について賠償請求し、今後も顧問弁護士と相談しながら賠償金請求方法を検討してまいります。

一般質問答弁書（再質問）

質問事項	2 消防救急デジタル無線の談合事件とその後の対応		
質問要旨	<p>(1) 沖電気工業（株）は平成29年5月24日に尾三消防組合管理者に対し、「公正取引委員会の排除措置命令に基づく対応につきまして」と題する文書を送付し、消防救急デジタル無線に係る談合を認めた上で、「本件に関する今後の対応につきましては、文書の発信元である当社にお問い合わせください」と述べている。この文書の意味は、私が昨年9月議会で行った一般質問に対する当局の答弁「損害賠償請求等は（株）TTKでなく沖電気工業にしてくれ」の意味ではなかったのか。沖電気工業の談合問題に対する姿勢が変わったのは何時頃からか。</p>		
通告議員	加藤 芳文	答弁者	総務課長

〈答弁〉

議員のおっしゃるとおり、私ども組合も議員と同じ見解でございましたが、沖電気工業株式会社の見解とは相違がございました。談合問題に対する姿勢が変わったのかどうかは不明でございますが、今後につきましては、この件も踏まえまして顧問弁護士に相談し、賠償金請求事務を検討してまいります。

一般質問答弁書（再質問）

質問事項	2 消防救急デジタル無線の談合事件とその後の対応		
質問要旨	<p>(2) (株) TTKは、公正取引委員会が行った排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人である、沖電気工業の代理店として消防救急デジタル無線の工事を落札している。公正取引委員会の認定によれば、「入札等において落札すべき価格は、・・・、代理店等に落札させる場合には当該代理店と相談し決定する」とあり、(株) TTKが談合に関与したことは明らかである。(株) TTKは不法行為による損害賠償として、本件談合により尾三消防組合が被った損害を賠償する責任と義務がある。沖電気工業は、排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人であり、談合の当事者として独占禁止法の違反行為を行っていた者である。したがって、沖電気工業は、(株) TTKと尾三消防組合に対し共同不法行為を行っており、沖電気工業は尾三消防組合が被った損害を賠償する責任と義務がある。</p> <p>今後、両社に対し答弁にあった方向での損害賠償請求を早急に行ってほしい。</p>		
通告議員	加藤 芳文	答弁者	総務課長

〈答弁〉

今後につきましては、公正取引委員会からの情報提供を受け、当消防組合同様、代理店と契約し損害賠償請求に苦慮している消防本部の意向を確認するなど情報を収集するとともに、顧問弁護士に相談しながら損害賠償請求事務を検討してまいります。



平成 29 年 5 月 24 日

尾三消防組合管理者 小野田 賢治 様

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
沖電気工業株式会社
代表取締役社長執行役員 鎌上 信也



公正取引委員会の排除措置命令に基づく対応につきまして

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成29年3月17日付『公正取引委員会の排除措置命令に基づく通知』にてご報告致しました通り、当社は、平成29年(措)第1号排除措置命令書に記載の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反するとして、平成29年2月2日、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。

貴消防組合を含む関係者様に多大なご迷惑をお掛けしたことをあらためてお詫び申し上げます。

向後は上記の排除措置命令書主文第2項に従い、自主的に受注活動を行ってまいります。

なお、本件に関する今後の対応につきましては、上記通知文書の発信元である当社にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

以上





平成 30 年 3 月 5 日

尾三消防組合管理者 小野田 賢治 様

沖電気工業株式会社
代表取締役社長 鎌上 信也



平成 30 年 2 月 9 日付通知書 (30 尾三消総第 71 号) につきまして

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 3 月 17 日付「公正取引委員会の排除措置命令に基づく通知」にてご報告いたしました通り、弊社は、平成 29 年（措）第 1 号排除措置命令書に記載の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反するとして、平成 29 年 2 月 2 日、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。弊社としては、このことを重く受け止め、上記の排除措置命令書主文第 4 項に従い、再発防止策の徹底に努めているところでございます。

以下に、平成 30 年 2 月 9 日付で頂戴いたしました 30 尾三消総第 71 号「談合その他不正行為に係る賠償金の請求について（通知）」（以下、「貴通知書」と記載）への対応を含め、本件に伴う損害賠償に関する弊社の考えを記載させていただきます。何卒ご検討賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 貴通知書への対応について

貴通知書においては、尾三消防組合工事請負契約約款第 46 条の 2 第 1 項に基づく賠償金のご請求を頂戴しております。貴通知書の記載内容からすれば、尾三消防組合工事請負契約約款は、貴組合と東海通信工業株式会社（現株式会社 TTK。以下「TTK 社」と記載）との間で締結された工事請負契約（以下、「本件契約」と記載）が依拠している約款であり、貴通知書における弊社への請求は、尾三消防組合工事請負契約約款を含んだ本契約への違反を理由とする、いわゆる違約金としてのご請求であるものと拝察いたします。

しかしながら、本件契約の内容は、契約の当事者ではない弊社を拘束するものではなく、弊社が、尾三消防組合工事請負契約約款に基づく貴組合の賠償金ご請求に対応することは、難しいと考えております。

なお、仮に、貴通知書において、上記と異なるご理解を前提とされている場合には、お手数ですが、当該ご理解の具体的内容とその論拠をご教示頂けると幸いです。

2. 損害賠償に関する弊社の考え方

平成 29 年 5 月 24 日付の文書でお知らせしたとおり、このたびの公正取引委員会の措置に伴う貴組合からのお問合せは、弊社に頂くようお願いしております。貴組合が、弊社の違反行為が元となり貴組合が損害を被ったとお考えになり、その具体的内容・金額等をご提示された際には、弊社はこれを真摯に受け止め、協議させて頂きたいと考えております。

甚だ勝手な申し分ではございますが、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。



以上

30尾三消総第71号

平成30年2月9日

沖電気工業株式会社

代表取締役社長執行役員 鎌上信也様

尾三消防組合管理者 小野田賢治

談合その他不正行為に係る賠償金の請求について（通知）

このことについて、尾三消防組合工事請負契約約款に基づき、賠償金を請求する予定ですので御了承ください。

記

1 賠償金請求予定額

金27,300,000円

2 賠償金の根拠

平成29年2月2日に、公正取引委員会から消防救急デジタル無線機器の製造販売業者である貴社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令が出されたことは、尾三消防組合工事請負契約約款（以下「約款」という。）第46条の2第1項の規定に該当するため。

3 約款第46条の2第2項の規定に基づき、実際の損害額が確定し上記賠償金請求額を超える場合には、その超過分を別途に請求する予定である。

4 本来であれば契約業者である東海通信工業株式会社（現株式会社TK）に請求すべきであるが、平成29年5月24日付け貴社からの文書に基づき請求するものである。

5 その他

貴社の意向について、平成30年3月23日（金）までに御連絡くださるようお願いいたします。

担当 尾三消防本部総務課 加藤

電話 0561-38-7202

2 8 消 保 号 外
平成29年2月13日

各 市 町 村 長
(名古屋市を除く)
各消防一部事務組合管理者 殿
衣浦東部広域連合長

愛知県防災局長
(公印省略)

消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令等
に対する対応(案)について(通知)

平成29年2月8日付け事務連絡で、消防庁防災情報室から別添のとおり通知されましたので、今後の事務の参考としてください。

担 当 消防保安課 消防・広域化グループ(伴)
電 話 052-954-6195(ダイヤルイン)
ファックス 052-954-6913
電子メール naoyuki_ban@pref.aichi.lg.jp

事務連絡
平成29年2月8日

各都道府県消防防災主管課 御中
東京消防庁・政令指定都市消防防災担当課 御中

消防庁防災情報室

消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令等
に対する対応（案）について

平成29年2月2日に、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令が公正取引委員会から出されました。

消防本部等におかれましては、下記の対応（案）が必要になると考えられますので、適切に対応していただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 損害賠償金等の請求

契約条項に基づく違約金又は落札価格が引き上げられるなどして受けた損害賠償金の請求

2 国庫補助金の返還

整備にあたり国庫補助金の交付を受けた地方公共団体においては、確定した違約金又は損害賠償金の額に基づく補助金額の再度の算定及び補助金の返還

3 発注者の留意事項の徹底

公正取引委員会が発注の際の留意事項として発注者に連絡した文書を踏まえた対応

4 関連するシステム等の標準化等

調達に当たり特定の事業者依存しない仕組みを構築するために、消防救急デジタル無線に接続する緊急通報指令台等の接続ルール等の標準化等を消防庁において検討することとしているので、留意するようお願いいたします。

（問合せ先）

消防庁防災情報室

担当：阿部、五通、中村

TEL 03-5253-7526 FAX 03-5253-7536

消防救急無線のデジタル化事業をめぐる談合への対応(案)

平成29年2月2日の公正取引委員会命令

○富士通ゼネラル、日本電気、沖電気工業、日本無線の4社に、総額約63億円の課徴金納付命令。日立国際電気を加えた5社に再発防止を求める排除措置命令。

○2009(H21)年12月頃～2014(H26)年4月頃まで事前に納入予定メーカーを決定。

○同期間の発注件数は全国で516件、発注総額は約2,700億円に上る。(新聞報道)

→ 課徴金納付対象案件となる可能性のある消防本部は、公正取引委員会に課徴金納付命令書の写しを請求する。

今後の対応(案)

○談合などの不正により落札価格が引き上げられること等により損害を受けた場合には、発注元の市町村等が事業者に対し違約金や損害賠償金の請求を行う。

※ごみ焼却施設の建設工事の談合により損害を被ったにもかかわらず不法行為に基づく損害賠償請求権の行使をしないことが違法な怠る事実当たらないとした高裁の判断に違法があるとした判例あり(平成21年4月28日最高裁判決(平成20(行ヒ)97))。

【参考文献】「談合関係訴訟の現状と今後の課題(判例タイムズNo.1363 2012.3.15)」、「独占禁止法(第5版) 金井・川濱・泉水編 弘文堂 p532-550民事的救済制度」

→ 全国における落札率等について消防庁で調査をし、取りまとめ結果を全国で共有予定。

○国庫補助金の交付を受けた市町村等が違約金等を収納した場合には、補助事業に係る実績報告書の再度の提出、補助金額の再度の確定、補助金の返還等を行う。

※「総務省所管補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」(平成28年2月23日付け各都道府県会計管理者宛総務省大臣官房会計課長通知)参照

○公正取引委員会から発注者へ連絡されている留意事項(注)の点検及び内容の徹底。

(注)平成29年2月2日発表公正取引委員会記者発表資料「5 特定消防救急デジタル無線機器の発注者に対する連絡」参照。

【公正取引委員会HP資料】

「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～(平成28年10月版)」<http://www.iftc.go.jp/dk/kansei/text.html>

「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書～発注機関におけるコンプライアンス活動～」(平成23年9月)
<http://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/cyosa/cyosa-tyoutatsu/h23/11092802hontai.html>

○特定事業者に依存しないため各種機器の接続ルール等の標準化等を消防庁において検討。

○関係消防本部等、全国消防長会、総務省消防庁が連絡を密にして対応。